

日光市教育施策の大綱 (第3期)



令和8年3月
日光市

I 策定の趣旨

日光市教育施策の大綱（以下「大綱」という。）は、平成27年4月1日に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項の規定に基づき、当市の教育、学術、文化等の振興に関する施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

また、この大綱は、教育行政に関する市民の意向をより一層反映させるため、「総合教育会議」において協議・調整した上で策定します。

II 策定にあたっての考え方

大綱の策定にあたっては、まちづくりの総合的指針である第3次日光市総合計画の基本構想及び前期基本計画における基本施策を以って大綱の基本目標とします。

III 計画期間

この大綱の計画期間は、令和8年度から12年度までの5年間とします。

IV 基本目標と施策の方向性

基本目標

「地域の未来を担う人を育てる、教育のまちづくり」

歴史や文化、自然など地域の資源や特色を生かした学びを展開することで、こどもから大人まで幅広い世代の市民が地域とつながり、地域への愛着と誇りを持ちながら、個々の特性や能力を活かした主体的な学びができる環境づくりに取り組みます。

また、市民の誰もがスポーツに親しむことができるよう、多様なニーズに対応した地域のスポーツ活動を推進します。

施策の方向性

第1項 学校教育

「未来を担う子どもを育てる質の高い教育環境づくり」

将来に渡って多様な人間関係を構築できる学習集団を確保し、小中一貫教育を基盤とした教育活動の充実を図ることで、多様な子どもたちの「深い学び」を確かなものとするとともに、質の高い教育環境づくりを進めることで、「未来を担い、主体的に学ぶ児童生徒の育成」に取り組めます。

第2項 社会教育

「地域を学び、地域とつながり活躍できる人材の育成」

地域への愛着心を持って、「地域を学び、地域とつながり、社会教育の実践に生かす担い手」の育成に取り組めます。

第3項 文化財

「地域の文化財を支え、次世代へ継承する担い手の育成」

文化財に関するコンテンツの充実や情報発信の強化、担い手の育成など「地域総がかりで計画的に保存と活用を推進し、次世代へ継承すること」を目指します。

第4項 スポーツ

「いつまでも身近な地域でスポーツに親しめる環境づくり」

スポーツ機会及び活動環境の充実に取り組むことで、「誰もがいつまでも身近な地域でスポーツに親しめるまち」を目指します。